

発達障害者支援法

(平成一六年一二月一 日法律第一六七号)(衆)

一、提案理由(平成一六年一二月二五日・衆議院本会議)

松下忠洋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、発達障害者支援法案について申し上げます。

自閉症を初めとした発達障害者に対しては、社会的理解が十分でなく、発達障害者及びその保護者は大きな精神的負担を強いられており、その支援は喫緊の課題であります。

そこで、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図るため、本案を提案することとした次第であります。

その主な内容は、

第一に、発達障害の定義を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることとしております。

第二に、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育等の必要な施策について定めることとしております。

第三に、都道府県知事は、発達障害者支援センターを指定し、発達障害者に対する支援業務を行わせることができることとし、その業務の内容を定めることとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、発達障害者支援を行う民間団体に対して支援を行うこととしております。

なお、この法律は、平成十七年四月一日から施行することとしております。

以上が、両案の趣旨及び内容であります。

両案は、昨二十四日の内閣委員会におきまして、いずれも全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成一六年一二月三日)

高嶋良充君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、発達障害者支援法案は、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育及び就労における発達障害者への支援、発達障害者支援センターの指定等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、障害者基本法と本法律案の関係、検診を契機とする治療の強制や不当な差別への懸念、障害

児・保護者の意思と自己決定権の尊重、障害者の雇用機会の確保と法制・法定雇用率の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

去る一日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年一二月一日）

政府は、本法の施行に当たり、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利等を確認した障害者基本法第三条の基本的理念を踏まえ、次の事項の実現を期すべきである。

- 一、発達障害の早期発見は、発達障害者に対する早期の発達支援に資するためのものであることに留意し、障害者福祉、医療・保健、保育・教育にかかわる関係者の間における発達障害に関する理解の促進と認識の共有を図ること。
- 二、発達障害児に対する保育及び教育的支援と支援体制の整備に当たっては、発達障害児が障害のない児童・生徒とともに育ち学ぶことを基本としつつ、発達障害児及びその保護者の意思とニーズを最大限尊重すること。
- 三、発達障害者の就労を支援するための体制の整備を進めるに当たっては、障害者の就労の機会の確保に配意し、障害者の雇用の促進等に関する法律について、必要な見直しの検討に速やかに着手すること。
- 四、発達障害者及びその家族に対する相談・助言体制を可及的速やかに拡充し、及び医療・保健、福祉、教育、就労その他の支援を行う専門的人材を早急に育成する必要性にかんがみ、予算措置を含む適切な措置を講じること。
- 五、発達障害者に対する支援の実効性を確保するため、障害者基本計画についての必要な見直しを行うとともに、都道府県及び市町村が策定する障害者計画についても本法の趣旨が活かされるように、必要な助言等を行うこと。
- 六、発達障害者に対する施策の在り方について、医学的知見や介助方法の向上等、国際的な動向等に十分留意し、常に見直しに努めること。
- 七、包括的な障害者福祉法制及び施策の検討に当たっては、障害者の自己決定権及び発達の権利を含む権利・利益の尊重と侵害に対する迅速かつ効果的な救済、経済、社会、文化その他の分野における分け隔てのない参画の促進と自立に向けたきめ細かい支援、障害を理由とするあらゆる差別の排除と差別のない社会の実現を基本的視点として行うこと。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。